

**6月は外国人労働者問題
啓発月間」です**

外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と、不法就労の防止にご理解、ご協力ください。

【外国人を雇用する際には】

外国人の就労は、「出入国管理及び難民認定法」により就労可能な在留資格を持つ在留期間内の方に限られます。

外国人労働者にも労働基準法などの労働関係法令が適用されます。

外国人労働者の雇用または離職の際には、ハローワークに届け出ることが義務付けられています。

違法な仲介業者から外国人を受け入れないでください。

採用にあたっては、ハローワークをご利用ください。

ハローワーク豊橋

(0532)52局7193

愛知労働局職業対策課

(052)219局5508

**ねんきん特別便に関する
臨時相談窓口を開設**

社会保険労務士による「ねんきん特別便の臨時相談窓口」を開設します。相談を希望される方は郵送され

た「ねんきん特別便」をご持参のうえお越しください。

日時「6月～11月の第2・第4木

曜日午前10時～午後4時 場所

「市役所相談室(南庁舎1階)

愛知社会保険事務局

(052)388局2111

保険年金課

23局2149 FAX 23局0180

**長寿(後期高齢者)医療の
健康診査について**

生活習慣病の早期発見や高齢者の

健康保持・増進を目的とした長寿医

療の健康診査が、6月から始まりま

す。受診券が届いたら、後期高齢者

医療被保険者証(保険証)と受診券を

持参し、医療機関で受診してくださ

い。(すでに生活習慣病で受診中の

方は受診する必要はありません。)

対象「75歳以上の方および一定の

障害がある方(長寿医療の被保険者)

その他「自己負担はありません。

保険年金課

23局3514 FAX 23局0180

献体にご協力ください

医学生、歯学生の教育実習のために必要な遺体は、慢性的に不足して

います。医学の発展を願い、自らの遺体を献納していただける方を探しています。ぜひご協力ください。なお、献体と同時にアイバンクにも登録されます。

不老会田原支部 22局0165

下水道の接続にご協力を

下水道を使うことができる区域でまだ接続をしていない方は、快適な生活環境の実現のため、接続にご協力ください。

排水設備工事・雨水貯留槽設置

などに関する補助制度

排水設備を工事したり雨水貯留槽

などを設置したりする方に対し、補

助制度を設けています。詳しくはお

問い合わせください。

排水設備工事費融資あっせん制度

融資を受ける場合の金融機関への

利息を市が負担(無利子融資)

浄化槽雨水貯留施設転用補助金

不用になつた浄化槽に雨水を貯留

させて、庭のまき水などに利用する

施設の改造工事費の2分の1を補助

(上限10万円)

雨水貯留施設新設補助金

雨水貯留槽の購入費の2分の1を

補助(上限10万円)

排水設備指定工事店の廃止
鈴木設備 45局2330/(株)
鈴春住宅設備/(0532)32局
5782/(有)スズコウ(0532)
47局7988

公共下水道や農業集落排水に接続する場合は、必ず田原市排水設備指定工事店へお申し込みください。

下水道課

23局3525 FAX 22局3184

下水道課(渥美支所内)

33局1113 FAX 32局2506

**裁判員制度の導入に伴う
「模擬裁判」を開催**

平成21年5月までに、裁判員制度が導入されます。この制度を皆さんにもっと知っていただくため、模擬裁判を開催します。どうぞお気軽にご参加ください。

7月6日(日)午後1時30分～3

時30分 場所「田原文化会館多目

的ホール 入場「無料 申し込み

み「6月27日(金)までにFAX・

Eメール・電話にて(FAX・Eメ

ールの場合は、住所・氏名・電話番

号を明記)

企画課

23局3507 FAX 23局0180

✉ kikaku@city.tahara.aichi.jp